

国内で新型インフルエンザが発生した 場合の地域封じ込めについて(案)

平成20年4月9日

内閣官房

(注) 現時点における政府内での検討状況を示したものであり、今後、広く関係者の意見を聴いて見直しを行う。

地域封じ込めの目的と成功のための条件

【目的】

新型インフルエンザ発生初期における早期対応により、感染拡大を可能な限り防止し、パンデミックの発生を少しでも遅らせること。

【成功のための条件】

人口密度が低く、交通量の少ない地域、離島・山間地域など自然障壁等により交通遮断が比較的容易な地域で新型インフルエンザが発生し、一定の条件を満たす場合、20日間程度、予防投薬に加え、現実的に実行可能な地域封じ込め対策を講じる。

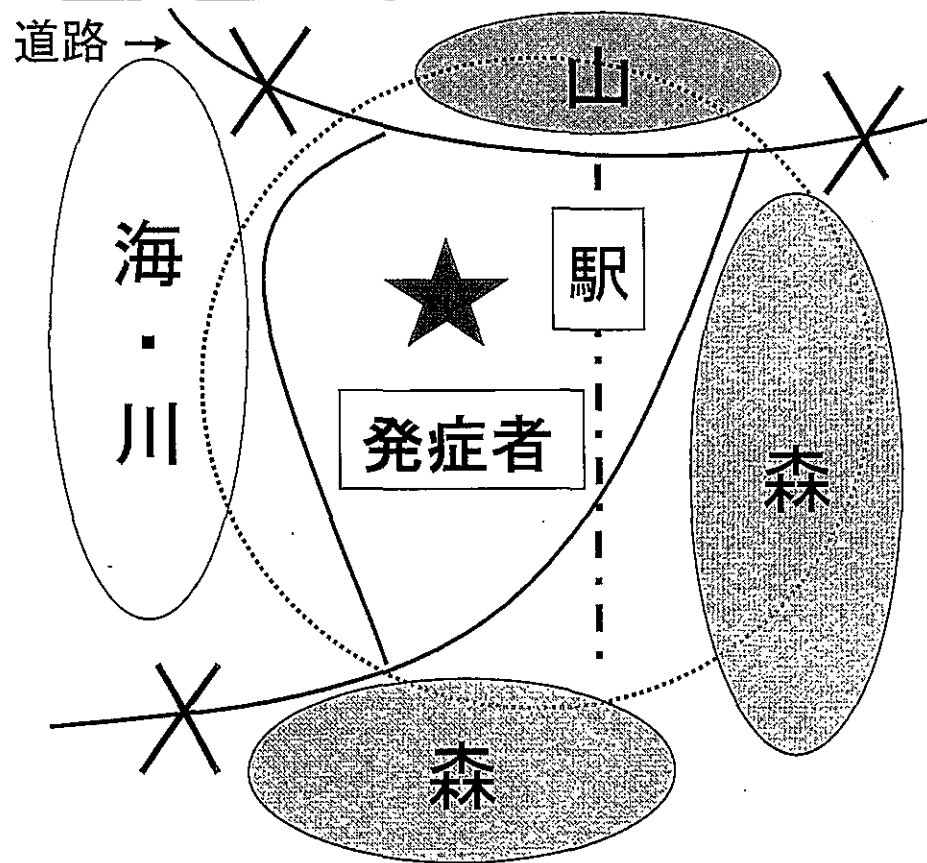
(注)封じ込め期間については、潜伏期間に関して新たな科学的知見が得られた段階で、必要に応じ見直す。

(参考)「新型インフルエンザ発生初期における早期対応戦略ガイドライン」(平成19年3月新型インフルエンザ専門家会議)による成功のための条件

- ① 最初のヒト-ヒト感染から遅くとも21日以内に封じ込めを開始し、抗インフルエンザウイルス薬の一斉投与を行う必要。
- ② 感染力が強い場合、封じ込めの時間的猶予は短くなり、徹底した対策を行うことが必要。
- ③ 複数の症例間の疫学的関連が確認できない場合、既に地域流行が起こっていると考えられ、その場合、成功は困難。また、症例数が少なくても、感染性があると考えられる期間に広範囲に多数の者と接触があった場合、成功は困難。
- ④ 発生場所が人口密度が高く交通量の多い都市部で発生した場合、成功の確率は低い。人口密度が低く交通量の少ない地域や離島等で発生した場合、地域封じ込めの実施が検討されうる。
- ⑤ 地域封じ込めが政治経済への影響、人権の侵害や社会活動の停滞といった問題を引き起こす場合、メリットがデメリットを上回ることが必要。
- ⑥ 地域外から新たな感染者が流入しないことが必要。
- ⑦ ヒトの移動制限が困難な場合や、抗インフルエンザウイルス薬の一斉投与の服薬率・地域内外の発生状況の監視が徹底されない場合には、成功は困難。

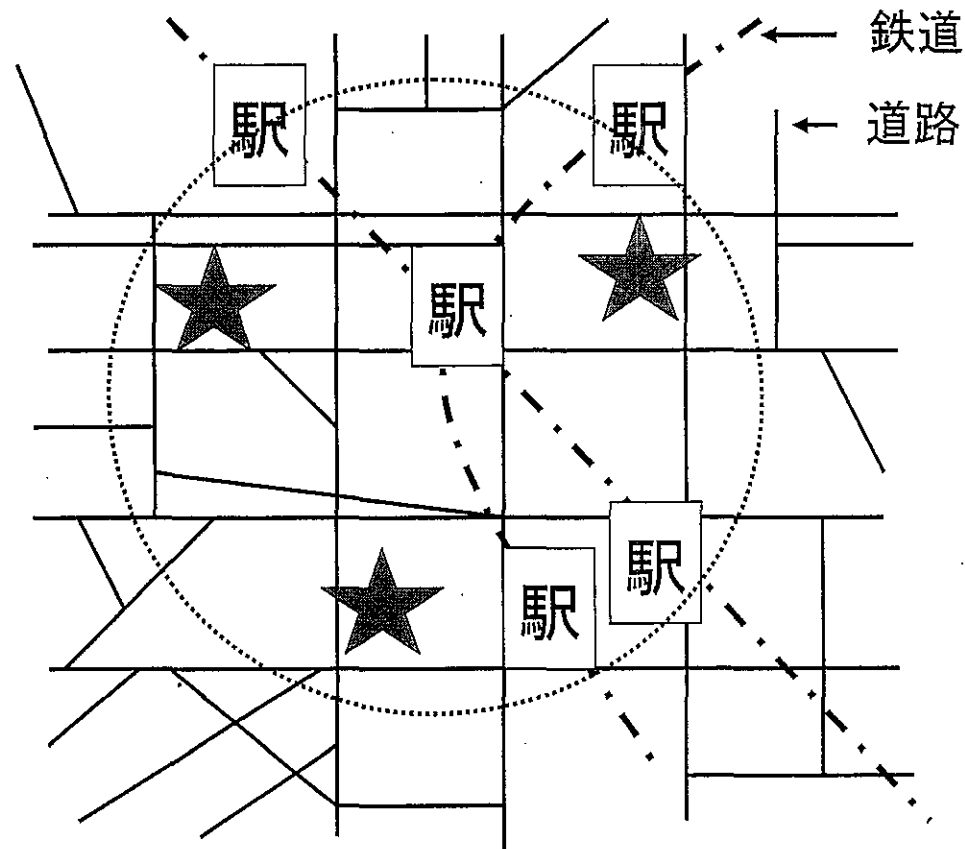
(参考) 地域封じ込めの地理的要件イメージ

適用可



- ・人口密度小
- ・ウイルス排出期の行動範囲が限定
- ・発症者間に疫学的関連性あり

適用困難



- ・人口密度大
- ・ウイルス排出期の行動範囲が広域
- ・発症者間に疫学的関連性なし

地域封じ込めの手順

地域封じ込めについては、当該地域での1例目の症例が発生したときから概ね3日程度で方針を決定し、実施する。

【実施の手順】

1. 新型インフルエンザが発生した場合、厚生労働省は、国立感染症研究所職員を当該地域に派遣し、都道府県に対する技術的支援を実施。
2. 都道府県は、発生確認後の第一期対応（抗インフルエンザウイルス薬の家庭・施設内予防投与、接触者予防投与等）の後、国立感染症研究所の支援を受け、速やかに初期評価のために必要な情報収集を完了し、地域封じ込めの可能性について厚生労働省に連絡。
3. 厚生労働省は、直ちに内閣官房や関係省庁に連絡し、ウィルス学的情報や全国の様態等を把握。併せて、公共交通機関の運行自粛について、国土交通省と協議。
4. 内閣官房は、速やかに新型インフルエンザ対策本部の「専門家諮問委員会」を招集。地域封じ込めの実施可能性について意見を聞く。
5. 専門家諮問委員会は、地域封じ込めの実施可能性を評価するとともに、どのような措置を講ずることが適当か検討
※ 地域内一斉予防投薬、人の移動制限、住民支援等
6. 対策本部は、その検討結果等を踏まえ、方針を決定。

地域封じ込めの手段

地域封じ込めのための手段としては、実行可能性等に鑑み、強制的措置ではなく、住民等に対する要請・説得により行うこととし、以下の措置を講ずる。

- ア. 住民全体に対する外出自粛要請と生活の支援
- イ. 地域内外の移動の自粛要請
- ウ. 地域外に出ようとする者に対する積極的疫学調査

【手段】

1. 国は、当該地域で新型インフルエンザが発生したこと、まん延防止のため外出や集会を控えること等の情報を公表し、人の移動の自粛を呼びかけ。
2. 都道府県は、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告とともに、外出自粛を要請。感染源と考えられる患者の行動範囲によっては、当該地域の住民全員に要請。
地域外に出ようとする者に対しては、その行動を調査し、感染したおそれの有無を判定。感染したおそれが認められる場合、外出を自粛し、自宅に留まるよう強く要請・説得。
3. 都道府県は、外出自粛に応じる者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施し、職員が毎日服薬状況を確認。また、生活維持に必要な支援を実施。
4. 都道府県は、民間事業者に対する営業自粛や交通事業者に対する運行自粛を要請。

関係者の役割(1)

地域封じ込め戦略については、都道府県が市町村その他の関係者の協力を得て実施し、国はこれに対する支援を行う。

【都道府県】

- ① 備蓄薬(抗インフルエンザウイルス薬)を封じ込め地域を管轄する保健所まで輸送。
- ② 個別訪問による予防投薬の実施、服薬状況や健康状態の把握。
- ③ 地域内外を結ぶ道路上での通行人や車両への説明、積極的疫学調査、外出自粛の要請・説得と自宅への移送等。
- ④ 学校休校、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について関係者に要請。事業所に対しては、可能な限り休業するよう要請。
公共交通機関の運行自粛要請に当たり、住民や利用者に周知徹底。
- ⑤ 住民に対し外出自粛要請を行うとともに、家庭訪問により生活物資を支給。家庭訪問が困難な場合、一般住民に対しては、地域内の集積拠点で物資を配分。要介護者、乳幼児、障害者等のいる世帯、病院・入所施設等に対しては、個別訪問により物資を支給。
- ⑥ 集積拠点までの物資の輸送については、都道府県職員が輸送するか、自衛隊に輸送を要請。救援物資は、災害備蓄用のもの等を活用。
- ⑦ 医療体制に関し、多数の患者が発生した場合の対応を確認するとともに、地域内の医療従事者、医薬品等が不足した場合の対応等について、国や近隣都道府県と調整。

関係者の役割(2)

【市町村】

- 都道府県に協力し、個別訪問による予防投薬、地域内での住民に対する広報活動、営業・運行等の自粛要請、生活物資の支給等を実施。

【警察・消防・自衛隊・海上保安庁】

- 警察は、治安維持のほか、支援要請があれば、都道府県等の職員が道路上で住民に説明・説得する際の混乱防止や交通整理、予防投薬の薬や救援物資の配布に当たっての警備などを実施。
- 消防は、新型インフルエンザ患者について、保健所の対応能力等を勘案の上、協力・連携体制を確立。
- 自衛隊及び海上保安庁は、関係省庁や知事の要請に応じ、予防投薬の薬や救援物資の輸送等を実施。

【民間事業者・公共サービス】

- 一般の民間事業者や公共サービスについては、住民の生活維持に不可欠なサービス（医療、電気、ガス、水道、電話、廃棄物処理、銀行ATM等）を除き、休業を要請。

※感染予防措置

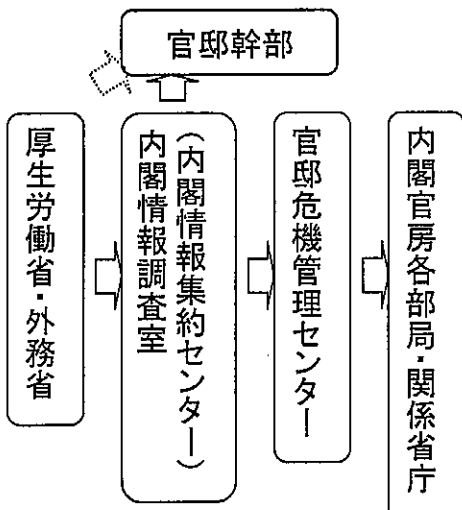
- ① 厚生労働省は、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、関係者に配布。
- ② 都道府県は、地域内で活動する公務員や民間事業者に対し、防護服、マスク等を配布。
- ③ プレパパンデミックワクチンの事前接種による一定の効果が期待される場合、関係者に対し発生前にあらかじめ接種を行うことを検討。（対象・時期、副反応への補償等も検討）

新型インフルエンザ発生時の対応（海外での発生）

発生疑いがある段階
 (血縁関係のないヒト-ヒト間の感染)

関係省庁対策会議

- 情報の集約、共有、分析
- 初動対応の協議・決定
 (在外邦人保護、検疫体制強化、感染症危険情報の発出、査証審査の厳格化)
- 検疫実施空港等の集約化等の検討の開始



情報連絡室

発生疑いが強まった段階
 (発生疑い国への地域制込めの準備)

関係省庁による緊急協議

- 事態の分析・協議
- ↓
 総理等へ報告

(必要に応じ)
関係省庁対策会議

- 情報の集約、共有、分析
- 政府としての対策の協議

↓ (政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要がある場合)

関係閣僚会議

- 基本的対処方針の協議・決定
- 在外邦人保護・水際対策の措置の準備を開始
- ※: 状況により、対策本部と同じく水際対策等の措置の開始を決定

官邸連絡室

発生段階
 (WHOによるフェーズ4宣言)

対策本部

- 基本的対処方針その他の対応について協議・決定
 - ・水際対策(水際での停留・検疫実施空港等の集約化・査証発給の制限)
 - ・在外邦人保護(感染症危険情報の発出、チャーター便等の派遣)

対策本部幹事会

- 基本的対処方針その他の対応について協議
- 本部決定に基づく措置の調整

専門家諮問委員会

- 基本的対処方針その他の対応について意見、提言

官邸対策室

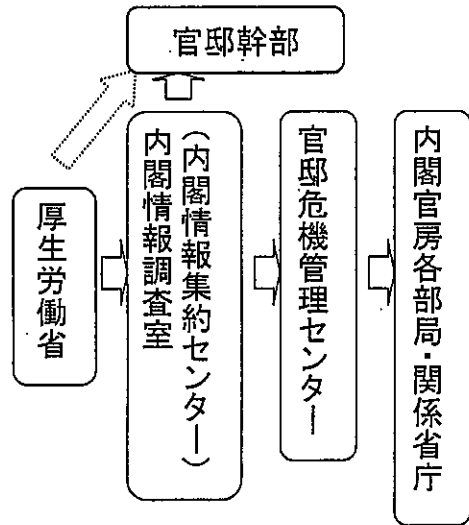
(対策本部事務局と連携)

新型インフルエンザ発生時の対応（国内での発生）

鳥インフルエンザの段階
(鳥インフルエンザのヒトへの感染確認)

関係省庁対策会議

- 情報の集約、共有、分析
- 人への感染拡大防止対策の協議・決定
(発症者の隔離、専門家の現地派遣等)



情報連絡室

発生のおそれがある段階
(血縁関係のないヒトへの感染等)

関係省庁による緊急協議

- 事態の分析・協議

↓
総理等へ報告

(必要に応じ)
関係省庁対策会議

- 情報の集約、共有、分析
- 政府としての対策の協議

↓
(政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要がある場合)

関係閣僚会議

- 基本的対処方針の協議・決定
- 早期封じ込め・プレパンデミックワクチンの接種その他の措置の検討開始

官邸連絡室

発生段階
(国内での感染拡大等)

対策本部

- 国内におけるまん延の防止対策の協議・決定
 - ・地域封じ込めの実施
 - ・封じ込め地域への物資供給
 - ・外出・集会自粛要請 等

対策本部幹事会

- 基本的対処方針その他の対処について協議
- 本部決定に基づく措置の調整

専門家諮問委員会

- 基本的対処方針その他の対処について意見、提言

官邸対策室

(対策本部事務局と連携)

新型インフルエンザ発生時の政府の体制

対策本部

本部長(主宰):内閣総理大臣
副本部長:官房長官及び厚生労働大臣
構成員:全ての閣僚
対策本部会合には、内閣官房副長官が出席する他、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、諮問委員会委員長が関係者として出席

- ・我が国におけるフェーズ変更、重要な決定を行う場合に開催
- ・必要に応じ諮問委員会の意見を聴取しつつ、新型インフルエンザ対策に関する基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議・決定
- ・対策本部設置前に重要な決定を行う必要がある場合、関係閣僚会議を開催し、協議・決定

対策本部幹事会

構成員(案):内閣危機管理監(主宰)、内閣官房副長官補、内閣情報官他新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議メンバー
必要に応じ、諮問委員会委員を招致

- ・情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議・検討
- ・対策本部の方針に基づき関係省庁が行う措置について協議調整

専門家諮問委員会

構成員:ウイルス学、疫学などの専門家
必要に応じ、内閣危機管理監等対策本部幹事が出席

- ・基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について専門的立場から意見を表明
- ・国の新型インフルエンザ対策に関する提言

対策本部事務局

内閣危機管理監以下関係省庁の職員で構成

連携して対処

官邸対策室

